



JTSU-B
申3号

「新型コロナウイルス感染症拡大防止と安全対策を 図り、組合員と家族を守るための緊急申し入れ」

昨年12月に中国の湖北省武漢市で発生しました、新型コロナウイルスによる肺炎の感染が日本国内でも拡大し続けています。26日の時点で国内感染者は877人と発表されており、そのうちJR東日本関係者においても2名の感染者が確認されるなど、更に感染拡大が心配されております。

バス業界で働く私たちは業務の特性上、密閉された空間に利用者を乗せ輸送を行うため、濃厚接触を避けることは出来ません。また、乗務員はバス車内で食事や休憩を取らざるを得ない環境で、折り返し時の簡易清掃やトイレ清掃などを行うと感染リスクは非常に高くなります。そのため、万が一乗務員が感染した場合は、自らが感染源となり感染拡大を招く恐れがあります。

一方営業職場では、営業窓口やバス乗り場での案内業務による対面や、トランクルームへの手積み作業で利用者と間接的に触れるなど、感染リスクの高い職場のため、感染拡大防止、安全対策をより徹底することが重要です。

新型コロナウイルス感染症から組合員と家族を守るために、下記のとおり緊急申し入れを行いました。

1. 新型コロナウイルスに対する感染防止対策の取り組みについて明らかにし、厚生労働省の基本方針に基づき、感染防止対策のマニュアルを全支店で統一を行い、指導徹底を図ること。
2. ジェイアールバス関東会社およびジェイアールバステック会社において 新型コロナウイルスの感染が明らかになった場合は、直ちに関係機関へ公表した上で、濃厚接触者の特定ならびに感染経路の解明と具体的な行動ルートを調査し、感染拡大を最小限に抑えること。
3. 組合員・社員の健康状態の把握に努め、37.5度以上の発熱、咳、倦怠感などに加え、呼吸苦や息切れがある場合には、速やかに休業指示を行う措置を講じ、必要な検査等を受診させること。また、家族や同居人等に陽性反応が確認された場合も組合員・社員に対して、休業指示を行う措置を講じ、必要な検査等を受診させること。
4. 新型コロナウイルス等を発症した際の休暇の取扱いは、感染症拡大を防止する観点から休みやすい環境を整え、発症または発症の疑いがある場合など、本人の申告に基づく有給休暇の取得および、休業期間中の賃金補償に関する制度を確立すること。
5. 感染防止対策として、乗降口・運転席・客席・トイレなどの定期的な消毒を行い、バス車両の乗降口や営業窓口付近にアルコール消毒液を設置し、利用者へ消毒を徹底させること。また、組合員・社員間の感染拡大防止のため、会社施設内各所の定期的な消毒に加え、仮眠室のシーツ交換回数を増やすこと。
6. 利用者が出入りする施設には空間除菌剤を設置し、希望者する組合員・社員にはペン型の空間除菌剤を貸与すること。
7. 日本国内の新型コロナウイルスの感染拡大が急速に進んでいることから、今後発生する様々な問題について、労使協議を継続して行うこと。

新型コロナウイルス感染症から組合員と家族を

守るために、全力で団体交渉に挑みます！